

【留意事項】

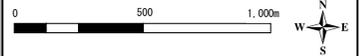
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

【用語について】

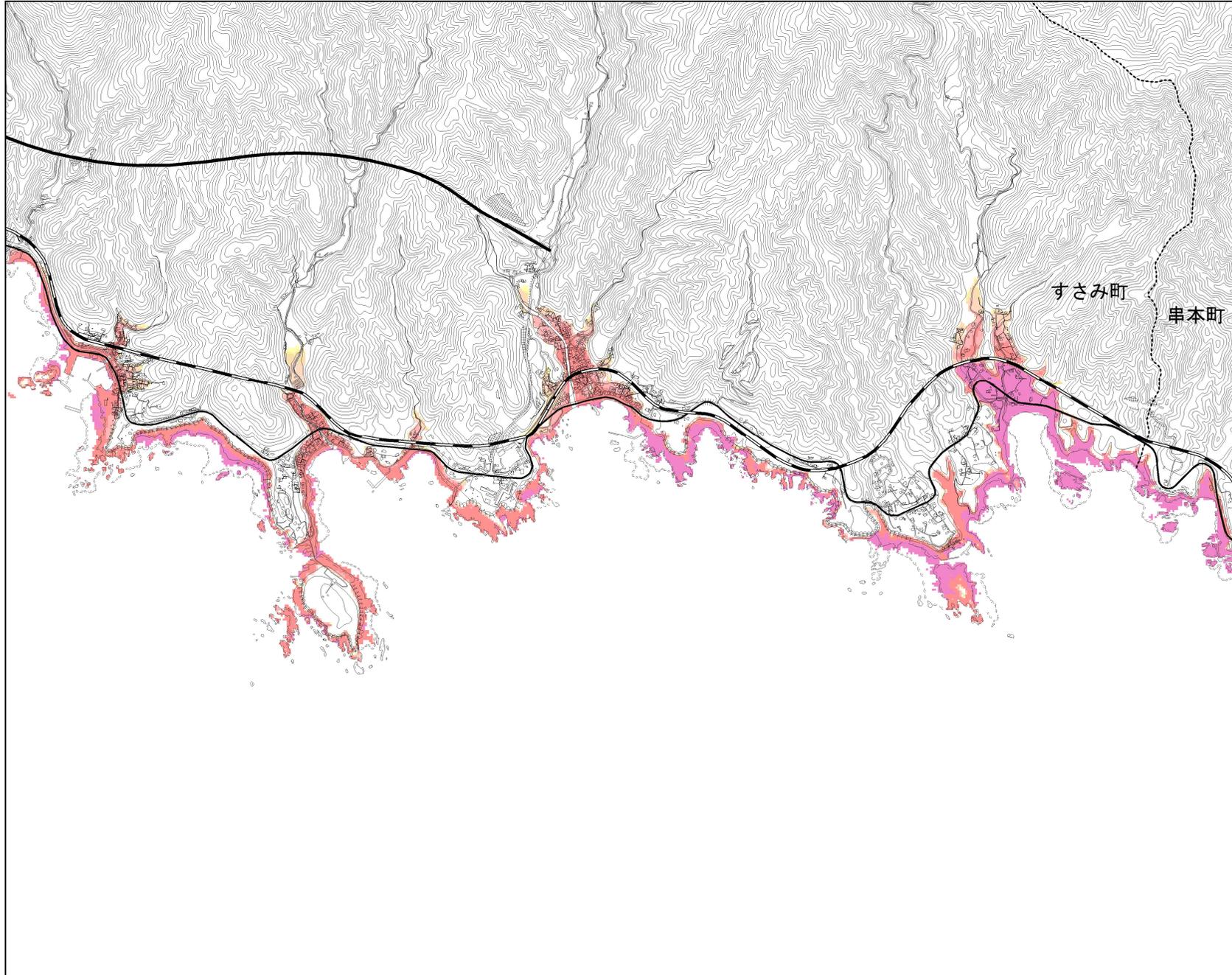
浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲
 浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



<p>凡例：浸水深</p> <ul style="list-style-type: none"> 0.01m 以上 0.3m 未満 0.3 m 以上 0.5m 未満 0.5 m 以上 1.0m 未満 1.0 m 以上 3.0m 未満 3.0 m 以上 5.0m 未満 5.0 m 以上 10.0m 未満 10.0m 以上 20.0m 未満 	<ul style="list-style-type: none"> --- 県境界 ----- 市町境界 == 高速道路 — 幹線道路 (国道 42 号線) — 鉄道 (JR 線) — 鉄道 (私鉄) ● 主要施設
--	---



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本情報（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7Jhs 784）



- 【留意事項】**
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご覧ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 浸水域や浸水深等は、津波の第一波ではなく第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

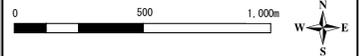
【用語について】

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲

浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



凡例：浸水深	--- 県境界
0.01m 以上 0.3m 未満 市町境界
0.3 m 以上 0.5m 未満	—— 高速道路
0.5 m 以上 1.0m 未満	—— 幹線道路 (国道 42 号線)
1.0 m 以上 3.0m 未満	—— 鉄道 (JR 線)
3.0 m 以上 5.0m 未満	—— 鉄道 (私鉄)
5.0 m 以上 10.0m 未満	● 主要施設
10.0m 以上 20.0m 未満	



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本情報（地図情報）を使用した。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7Jhs 784）